

～同封のタクシー割引券について～

【ご利用方法について】

65才以上の方がいる世帯(※1)に1,000円分(500円×2枚)の割引券を同封しております。

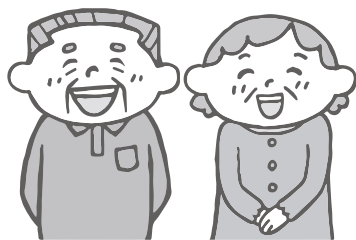
(※1 令和3年4月30日時点で住民基本台帳に記録されている、世帯員に昭和32年4月1日以前に生まれた方がいる世帯)

- 1回の乗車に1枚(500円割引)ご利用できます。
- ご本人(65歳以上の方)以外の方も使用できます。

【利用可能タクシーについて】

北見市内のタクシー各社(個人タクシーを含む)で使用できます。
介護(福祉)タクシーでは利用できません。

有効期限 配布開始から令和3年12月末まで



割引券利用



【実施主体】

北見市(企画財政部地域振興課)

【本事業のお問い合わせ先】

コールセンター 0120-190-920

※8月末まで

9月以降は地域振興課まで(0157-25-1128)

